

# 説明資料

(時効中断効の付与)

## 時効中断効の付与に関する議論の背景等

### 時効・時効中断効とは何か

(設例1)

Aさんは友人のBさんが借金をして困っていたので100万円を貸した。返済の期限は過ぎたが、Bさんからは何の連絡もなかった。AさんはBさんもいずれ返済してくれるだろうと思い特段の催促を行わなかったが、まもなく10年を迎えることとなった。

「時効」とは、一定の事実状態（設例1では、Aさん（債権者）が100万円の返済をBさんに求める権利（債権）を10年以上行使しないという状態）が一定期間継続した場合に、その事実状態が真実の権利関係に合致するかどうかを問わないで、権利の取得や消滅という法律効果を認める制度<sup>(参考1)</sup>をいう。



一般の債権の時効期間は10年とされている<sup>(参考2)</sup>ので、Aさんがこのままの状態を放置すれば、Aさんの債権は時効により消滅

(参考1) 時効には設例1のように権利が消滅するという効果が認められるもの（消滅時効）のほか、権利を取得する（例えば、他人の土地を所有の意思をもって占有する状態が継続した場合に占有者が所有権を取得する）という効果が認められるもの（取得時効）もある。

(参考2) 消滅時効の時効期間は、一般の債権は10年（民法第167条）、商事に関する債権は5年（商法第522条）とされているが、債権の種類によっては、債権関係を短期に決済させる必要性等から、民法や個別法において、5年以下の更に短い消滅時効期間（短期消滅時効）が定められているものもある（例：5年＝毎月の家賃・地代や年間利息等（民法第169条）、3年＝医師の診療や棟梁の工事等から生じた債権（民法第170条）、2年＝生産者・卸売商人・小売商人が売却した商品の代価等（民法第173条）や労働基準法の適用を受ける賃金等（労基法第115条）、1年＝家事使用人の給料や料理店の飲食料等（民法第174条））。

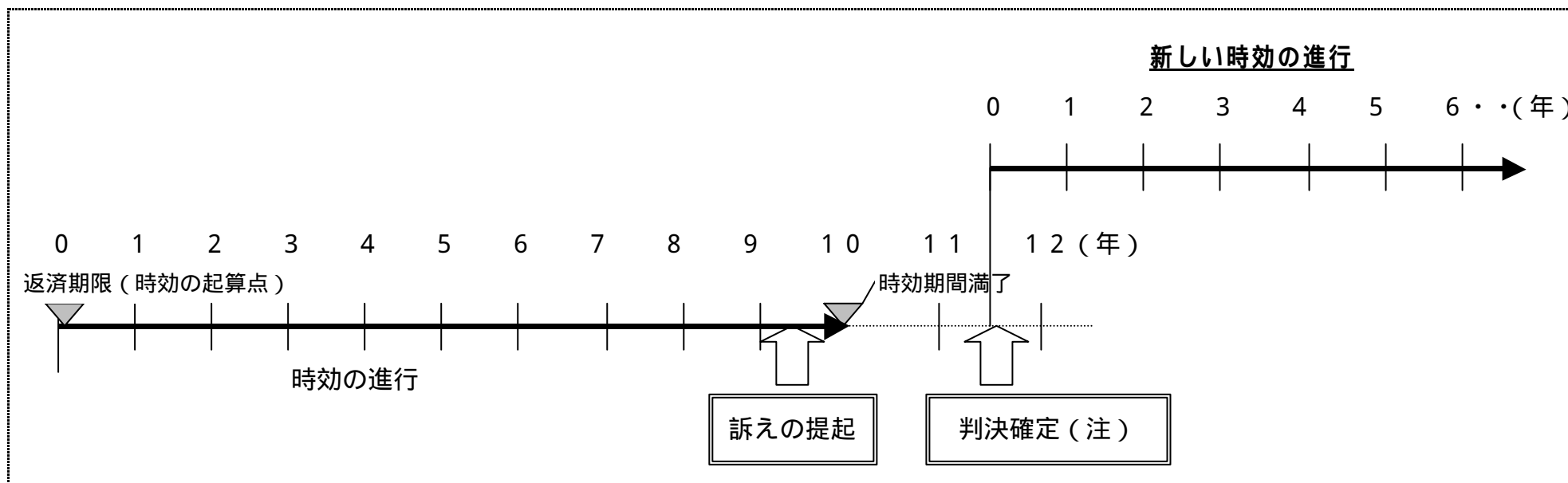
(設例2)

設例1において、返済してくれないことに思い余ったAさんは、返済期限から9年10ヶ月経った時点で、Bさんに対し、貸した100万円の返済を求め、訴えを提起した。

「時効中断」とは、時効の基礎となる事実状態（設例2では、AさんのBさんに対する債権が存在しないような状態）と相いれない一定の事実状態（設例2では、訴えの提起）が生じた場合に、時効期間の進行を中断させることをいう。



訴えの提起は時効を中断する効果をもつので、訴訟中に時効期間が満了しても、Bさんは「時効が完成したので返済義務はない」とは言えない。



（注）AさんのBさんに対する訴えが却下されたり途中で訴えが取り下げられたときには、時効は中断しなかったことになる（民法149条）。

## ADRにおける問題点

### (設例3)

設例1において、Aさんは、第三者を交えて話し合いをしようと、返済期限から9年10ヶ月経った時点で、民間ADRにあっせんを申し立て、Bさんと10ヶ月間にわたって交渉を行ったが、最終的には交渉は決裂した。その後、Aさんは、Bさんに対し、貸した100万円の返済を求め、訴えを提起した。

民間ADRへのあっせん申立てには、時効との関係では、せいぜい「催告」としての効果しかないので、ADR申立て後6ヶ月以内に訴えを提起しなければ、ADR申立ての時点で時効が中断されることはない。

催告・・・債務者に対して債務の履行を求めること。内容証明郵便等で支払を求める手紙を送付する方法等により行うことが多い。催告は暫定的な時効中断効を生じ、催告後6ヶ月以内に、訴えの提起、即決和解のための呼出等他の時効中断の効力を生ずる手続をとれば、催告の時点で時効が中断される。

設例3のように、ADRでの交渉決裂後にAさんがさらに訴訟で争っても、訴え提起前に時効が完成しているので、Bさんが「時効が完成したので返済義務はない」と主張すれば、仮に100万円を貸した事実があっても、Aさんは敗訴してしまう。



Aさんのような立場の人は、ADRでの話し合い中に時効が完成してしまうことをおそれ、ADRの利用を躊躇して、訴えを提起するしなくなるのではないか。



時効の完成をおそれることなく、事案の性質、当事者の希望等により、「裁判で争うか、ADRで話し合いをするか」を選択できるよう。一定の場合には、ADRへの申立てに、催告以上の時効中断効を付与してもいいのではないか。

## ADRへの時効中断効付与のニーズ

### ADR機関の意見

#### 「民間ADRに対するアンケート調査」

< ADRの拡充・活性化のために必要と考える施策（複数回答）> （ ）内の数字は、何らかの対策が必要と回答した機関のみを対象とした計数

- ・ 回収機関63機関（56機関）全体のうち、知名度の向上が必要と回答した機関（「知名度」）が63%（71%）であるのに対し、法制面の整備が必要と回答した機関（「法制面」）が37%（41%）であった。

（参考）

- ・ ADRが扱う紛争分野により意見に差があるかという観点から回答機関を区分して見ると、「紛争全般を取り扱う機関」12機関（12機関）の中では、知名度が67%（67%）に対し法制面が67%（67%）、「特定分野の紛争を取り扱う機関」51機関（44機関）の中では、知名度が63%（73%）に対し法制面が29%（34%）であった。
- ・ ADRが提供する紛争解決方法により意見に差があるかという観点から回答機関を区分して見ると、「相談・苦情処理のみを実施する機関」12機関（11機関）の中では、知名度が83%（91%）に対し法制面が17%（18%）、「あっせんを行っている機関」16機関（16機関）の中では、知名度が56%（56%）に対し法制面が50%（50%）、「仲裁又は調停まで実施する機関」33機関（28機関）の中では、知名度が61%（71%）に対し法制面が36%（43%）であった。

< 制度基盤の整備を行う場合に時効中断効の付与が最も必要と考える者の割合（複数回答） >

（ ）内の数字は、何らかの法制上の手当てが必要と回答した機関のみを対象とした計数

- ・ 回収機関63機関全体の中では38%（48機関の中では50%）が、ADRの拡充・活性化のためには時効中断効の付与が最も必要であると回答。

（参考）

- ・ ADRが扱う紛争分野により意見に差があるかという観点から回答機関を区分して見ると、「紛争全般を取り扱う機関」12機関の中では92%（12機関・92%）、「特定分野の紛争を取り扱う機関」48機関の中では23%（36機関・36%）が、時効中断効が最も必要であると回答。
- ・ ADRが提供する紛争解決方法により意見に差があるかという観点から回答機関を区分して見ると、「相談・苦情処理のみを実施する機関」12機関の中では25%（7機関・43%）、「あっせんを行っている機関」16機関の中では31%（14機関・36%）、「仲裁又は調停まで実施する機関」33機関の中では45%（26機関・58%）が、時効中断効が最も必要であると回答。
- ・ 紛争解決に要する標準的な期間により意見に差があるかという観点から回答機関を区分して見ると、「調停・あっせんのいずれも1ヶ月以下で処理している機関」11機関の中では9%（8機関・13%）、「調停又はあっせんのいずれか一方でも2～3ヶ月以上の期間を要するとする機関」30機関の中では60%（26機関・69%）が、時効中断効が最も必要であると回答。

## < 時効中断効の付与に関する意見 >

### (必要とする意見)

- ・ 時効中断のためにやむなく裁判を選択しなければならない場合や、あっせん手続の期間が限られる場合があるため、時効中断効の付与は必要である。
- ・ 紛争発生からADR機関に申し立てるまでにかかなりの時間を経ていることがあり、このような者を救済する手段として時効中断効を付与すべきである。
- ・ 損害賠償請求権が短期消滅時効にかかる事案を取り扱っているため、ADRでの手続中に時効期間が経過してしまうことがあり得る。

### (不要とする意見・慎重に検討すべきとする意見)

- ・ 被害発生直後に相談に訪れる場合が多く、時効が問題となったという例はないことから、必要性を感じない。
- ・ 法的な権利関係への効力まで認めることになると、一方で裁判によらない柔軟な解決手法というADRの特性を損ないかねないというリスクもある。
- ・ 法的効果を付与するに値する機関かどうかを選別する必要がある。

### (参考)

- ・ 事務局において、別途、行政型ADRに対してヒアリング調査を行ったところ、時効中断効の付与についてのニーズは高いとする意見が多くみられた。

## ユーザーの意見（検討会におけるヒアリングより）

### < 法的効果の付与全般に関する意見 >

- ・ ADRに関する手続が機関によってまちまちである状況のまま、執行力等の法的効果を付与することは時期尚早であり、まずADRの定義付けをはっきりする必要があると考える。
- ・ ADRの主宰者には一定の技術レベルや倫理観が必要であり、あらゆるADRに強力な法的効果を付与するのは問題。

### < 時効中断効の付与に関する意見 >

- ・ 時効の中断については、明確化する方向で考えてほしい。

## 検討会においてこれまでに委員から出された意見（全般論）

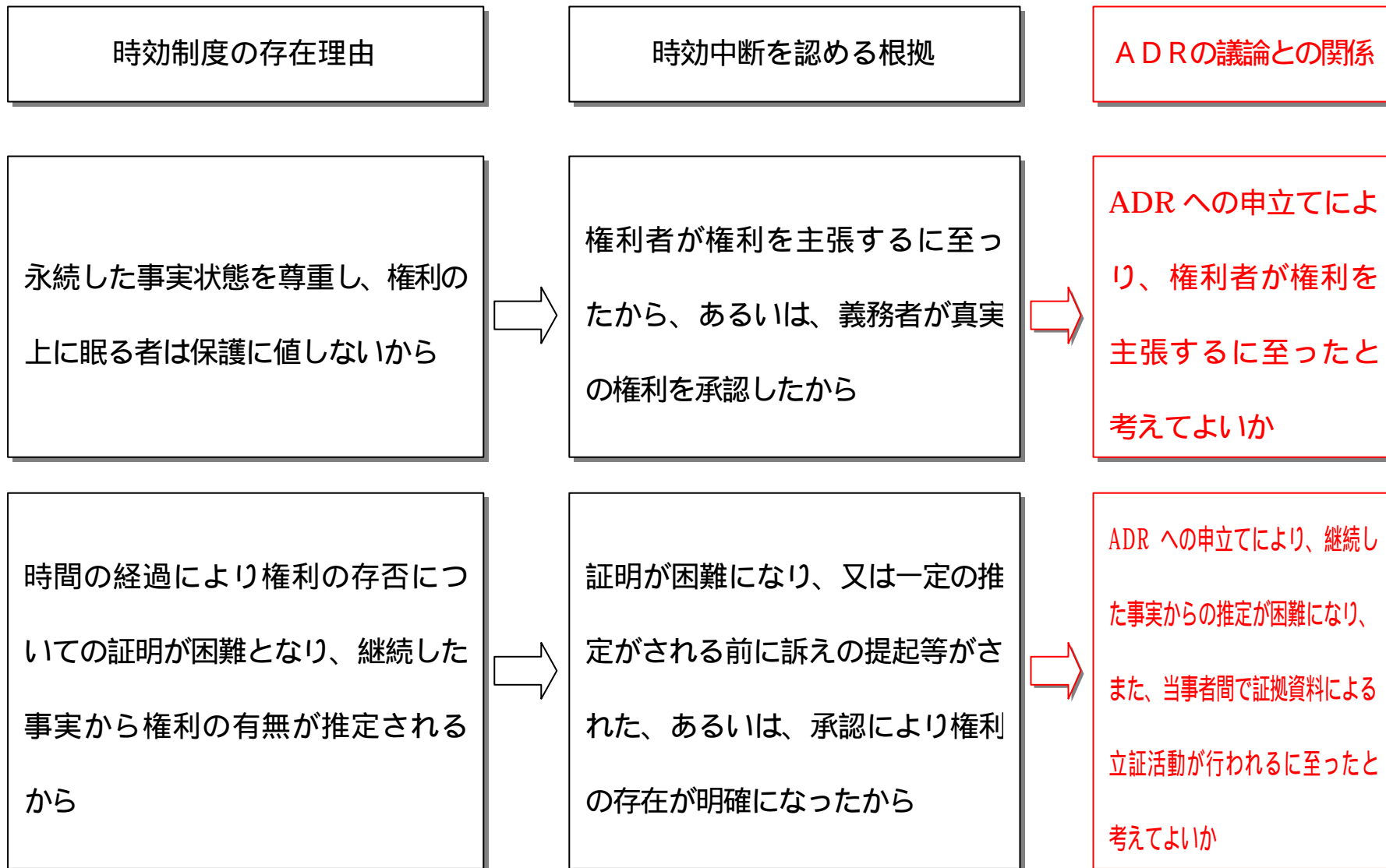
- ・ ADRに何らかの法的効果を付与して、利用を促進することも必要である。
- ・ 法的効果の付与等につき検討を進める際には、各ADR機関の目指すサービス内容によって、必要な項目が異なってくることを前提に、ある程度の機関からの一定の需要があれば、できる限りそれに応えるという姿勢で検討に臨むべきである。
- ・ 十分な制度設計が行われないままに、簡単にADRに法的効果を与えようとする議論は危険である。



(参考) 民法上の時効中断事由

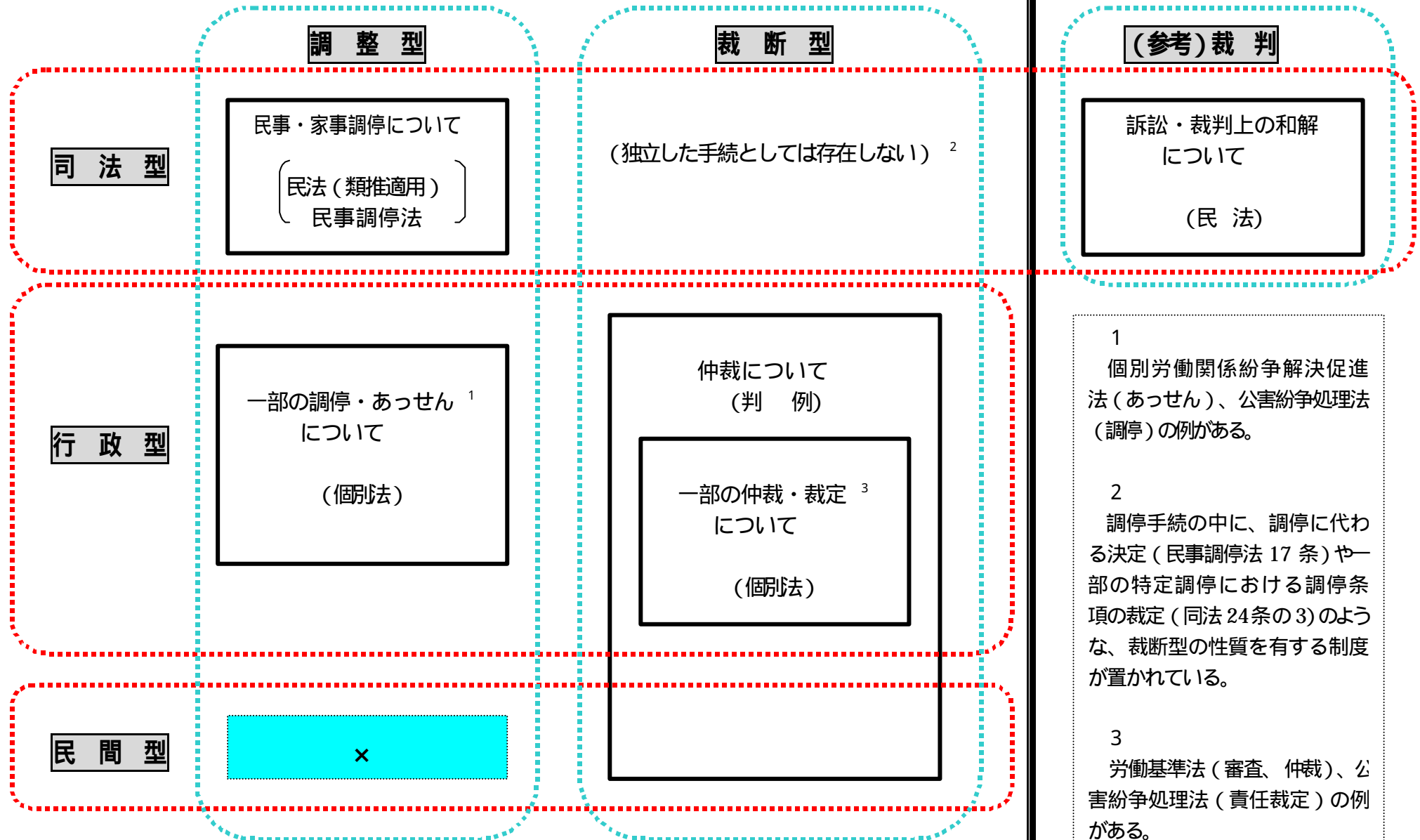
中 断 事 由		形式の要否	備 考
請求 (147条1号)	(裁判上の)請求	一定の手續必要	訴えの却下・取下げのあったときは中断の効力は生じない(149条)
	支払督促		債権者が法定の期間内に仮執行の宣言の申立てを為さなかったことによって効力を失うときは中断の効力は生じない(150条)
	(裁判上の)和解のためにする呼出またはそのためにする任意出頭		相手方が出頭せず又は和解が不調となった場合、1か月内に訴えを提起しなければ中断の効力は生じない(151条)
	破産手續参加		債権者がこれを取消し、又はその請求が却下されたときは中断の効力を生じない(152条)
	催告	不要	催告は暫定的な中断効を生ずるに過ぎず、催告後6か月以内に他の一定の手續に基づく中断事由が必要となる(153条)
差押 仮差押 仮処分 (147条2号)	一定の手續必要	差押、仮差押、仮処分は時効の利益を受ける者に対して通知をしなければ中断の効力は生じない(155条)	
承認 (147条3号)	不要		

(参考) 時効制度・時効中断に関する代表的な2つの考え方



# ADR における時効中断効に関する現行制度の枠組み

: 時効中断効付与に関する規定あり  
 × : 時効中断効付与に関する規定なし



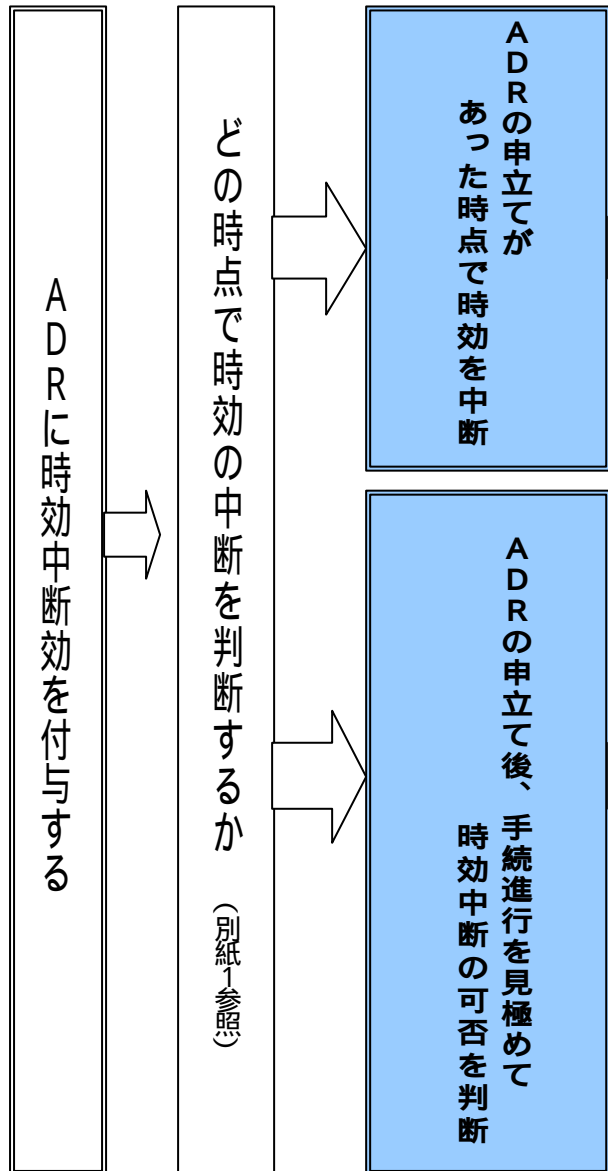
1 個別労働関係紛争解決促進法(あっせん)、公害紛争処理法(調停)の例がある。

2 調停手続の中に、調停に代わる決定(民事調停法17条)や一部の特定調停における調停条項の裁定(同法24条の3)のような、裁断型の性質を有する制度が置かれている。

3 労働基準法(審査、仲裁)、公害紛争処理法(責任裁定)の例がある。

# ADR に対する時効中断効付与のオプションと要件

## <考えられるオプション>



## <参考となる現行制度>

**仲裁の例**  
 仲裁については、公示催告仲裁法に時効中断に関する規定はないが、判例上、時効中断効が認められている。

**公害紛争処理法の例 (責任裁定)**  
 責任裁定の申請があった場合、時効中断に関しては、裁判上の請求とみなす (= 申請時に時効中断)

**個別労働紛争解決促進法や公害紛争処理法の例 (調停・あっせん)**  
 調停・あっせん打切り後 30 日以内にその目的となった請求につき訴訟を提起した場合、時効中断に関しては、調停・あっせん申請時に、訴訟提起があったものとみなす (= 申請時に遡って時効中断効が発生)。

(注) 即決和解や民事調停の申立てのように、「ADRでの解決が不調に終わった場合には、1ヶ月以内に訴訟を提起<sup>2</sup>しなければ時効中断の効力を生じない」という構成の仕方もある。  
 2・別紙2 参照

## <考えられる要件>

(基本的考え方)

時効中断の効力発生時期が記録等から確定・確認できる必要がある。

紛争の内容等が明確である必要がある。

一方当事者と主宰者の通謀による悪用や、時効中断の単なる道具としてのADR利用を排除する必要がある。

(具体例)<sup>3</sup>

手続的な要件

- ・ 受付・開始から終了に至る各手続の適確性、透明性 等

主宰者要件

- ・ 「独立性」や「資質」の確保 等

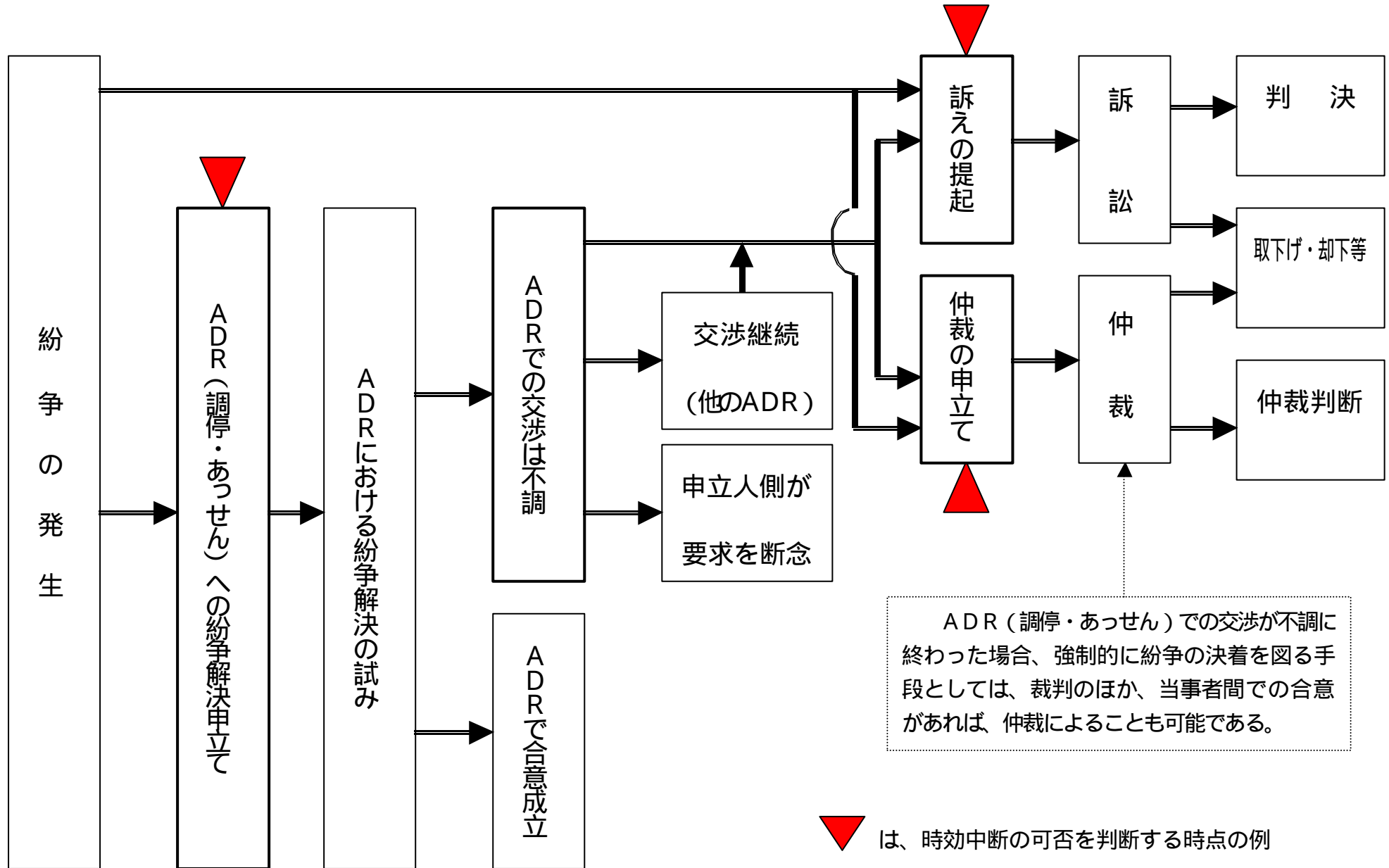
ADRの組織運営

- ・ 記録及びその管理の确实性 等

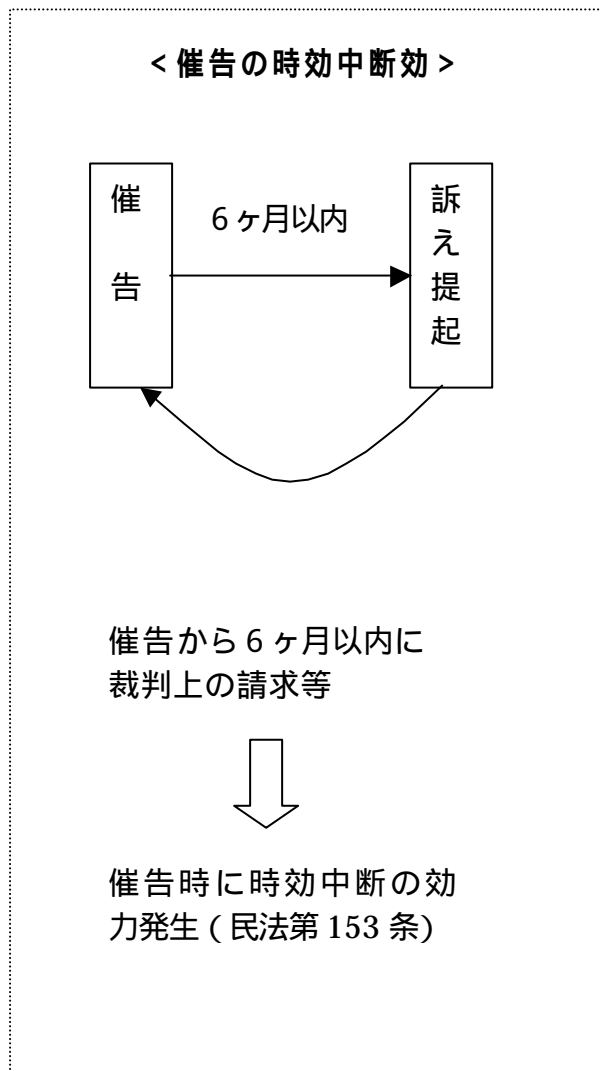
3・別紙3 参照

紛争解決手続の進行イメージ（紛争発生～ADR申立て～最終解決）

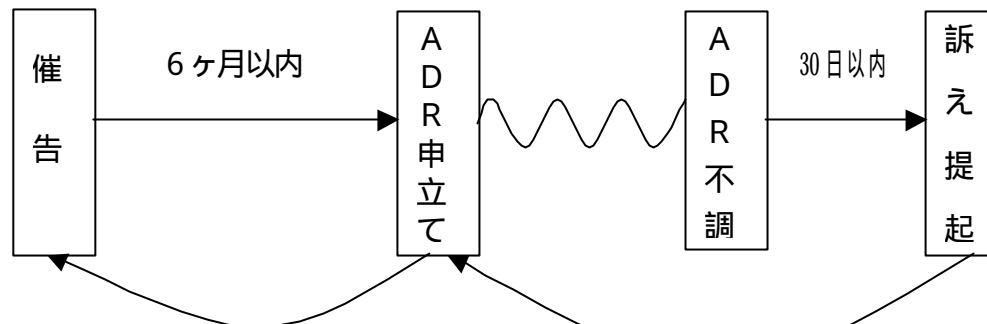
（別紙1）



時効中断効の規定方法による効力の違い(1) ~ 催告との関係 ~

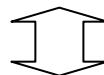


< 個別労働紛争解決促進法の例 >

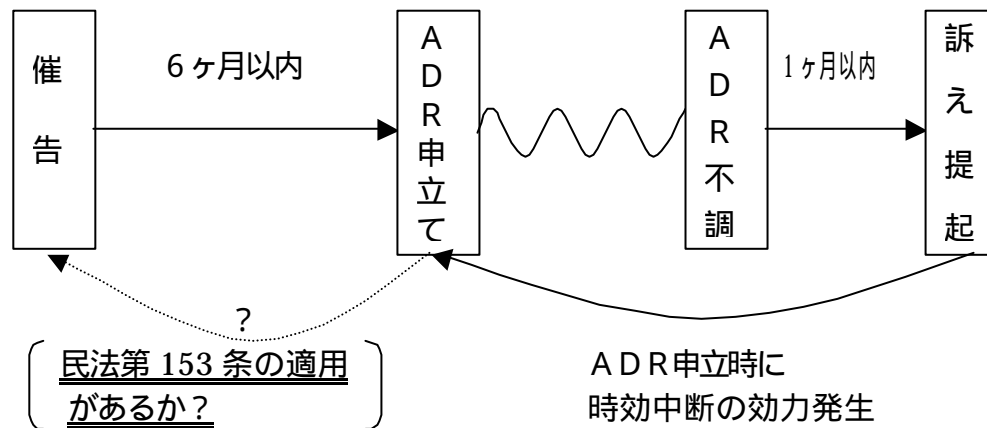


催告から6ヶ月以内に裁判上の請求が  
されたこととなるので、民法第153条  
により催告時に時効中断効発生

ADR申立時に訴え提起があった  
とみなされる



< 民事調停の例 >

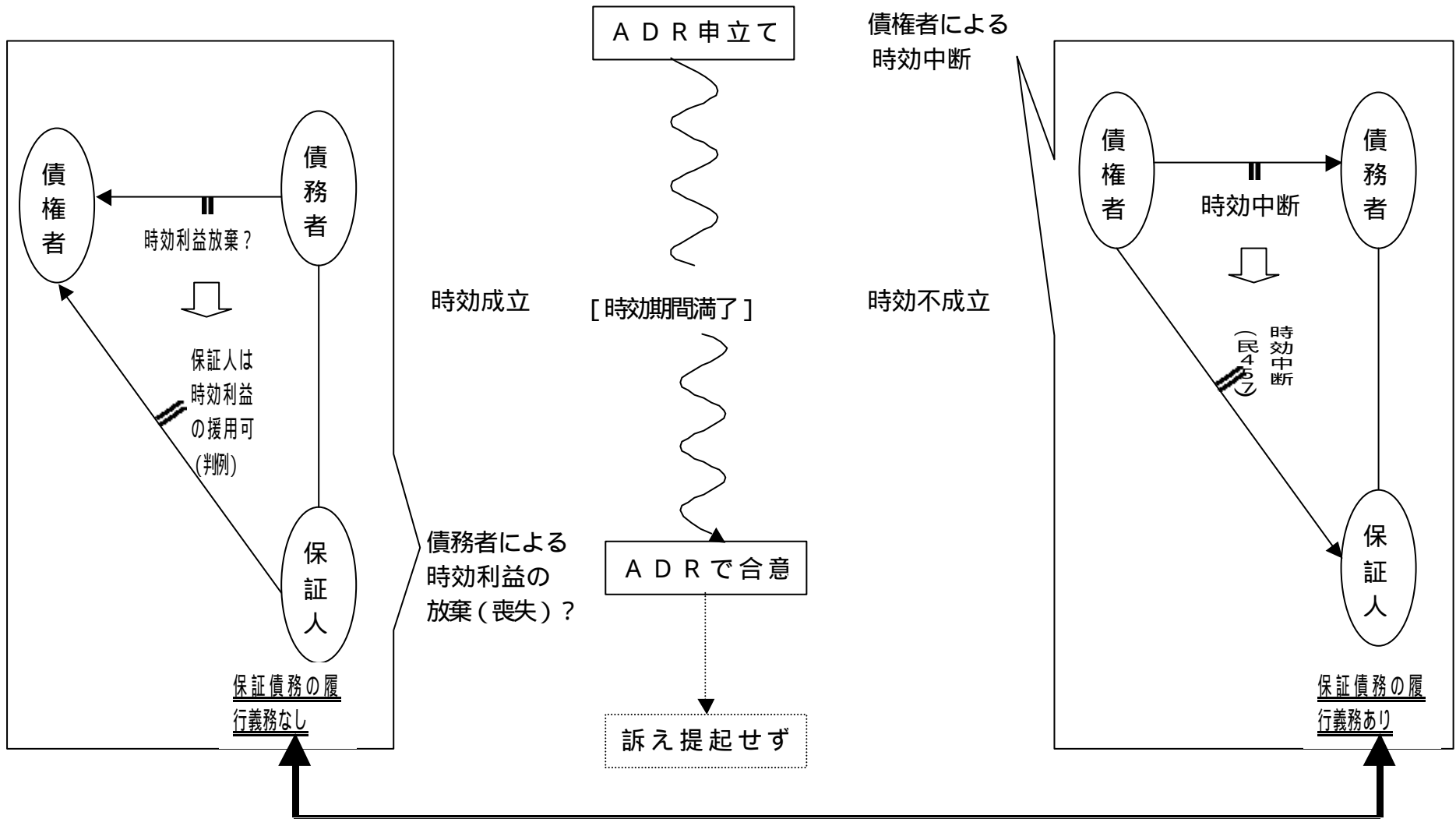


ADR申立時に  
時効中断の効力発生

(注) 民事調停の場合には、民事調停法(19条)により、民事調停不調後2週間以内に訴えが提起されると調停申立て時に訴えを提起したものとみなされるため、不調後2週間以内に訴えが提起された場合は、「個別労働紛争解決促進法の例」の場合と同様となる。

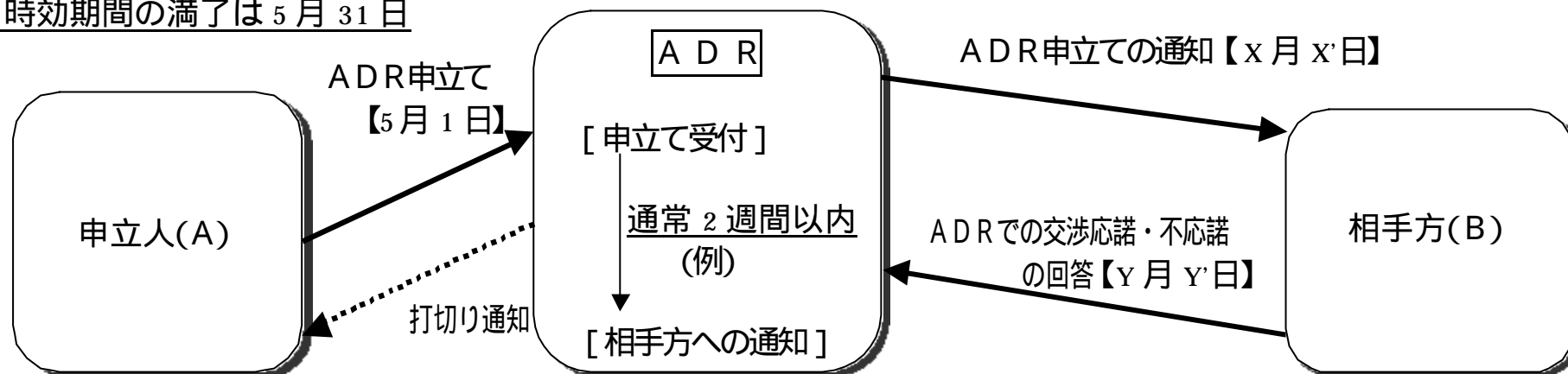
< 個別労働紛争解決促進法の例 >

< 民事調停の例 >



要件に関する論点の例 (手続・組織運営関係)

時効期間の満了は 5 月 31 日



**論点1 「ADR の開始 = 時効中断の効力発生時期」 何ををもって ADR の開始とするか**

**ADR への申立て = ADR の開始?**

ADR の事務の遅れで、X が 6 月になった場合  
 B は、時効が完成したものだと思い込んで書証を廃棄してしまった後で、時効中断を知らされるおそれ

or

**相手方への通知 = ADR の開始?**

ADR の事務の遅れで、X が 6 月になった場合  
 A は、時効は中断されたものだと思い込んで安心していましたが、時効が完成してしまうおそれ

or

**相手方の応諾 = ADR の開始?**

B が応諾を遅らせる (Y を 6 月とする) 又は B が応諾しなかった場合  
 A は、時効完成のリスクを回避しようとする、結局、訴えの提起の準備をせざるを得なくなる

**論点2 「ADR の終了 = 訴え提起までの期間の起算点」 何ををもって ADR の終了とするか**

**終了事由** 当事者 (A 又は B) からの打ち切り申出による場合のほかに、ADR の判断による打ち切り (= 終了) も必要か?

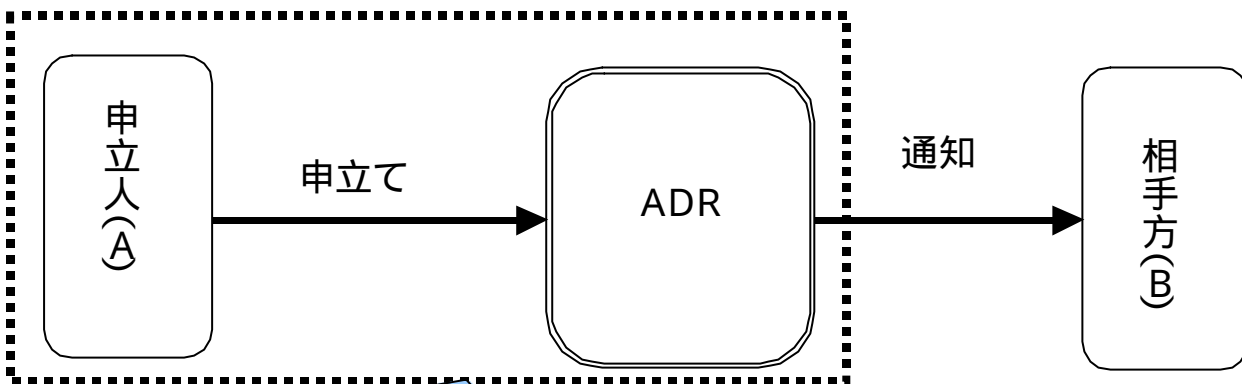
**終了時点** 「起算点 (終了) = ADR による打ち切り決定時」か 「起算点 (終了) = 当事者への通知時」か?



### 要件に関する論点の例 (主宰者関係)

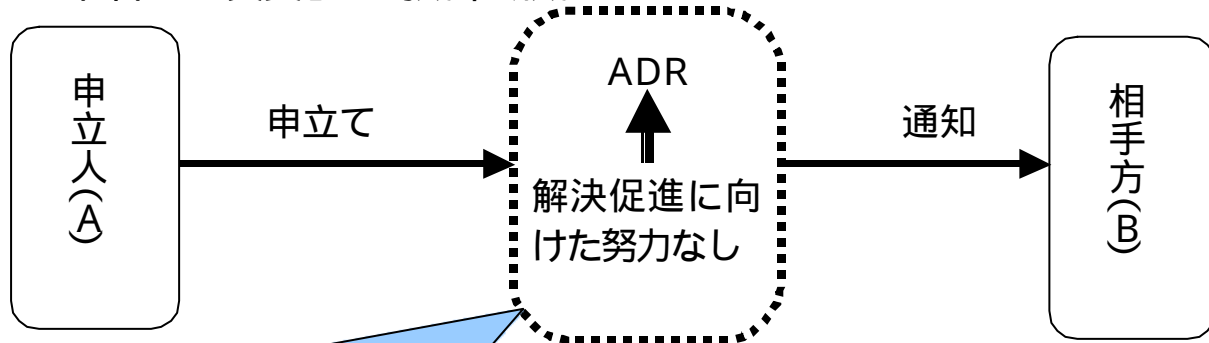
#### < 主宰者の「独立性」と時効中断効 >

単なる相対交渉には、せいぜい催告以上の時効中断効なし



ADRが一方当事者の代理人的存在に過ぎないようなケース  
実質的に相対交渉 とかわらない

#### < 主宰者の「資質」と時効中断効 >



ADRが紛争解決の場として機能していないようなケース  
実質的に催告以上のものでない

催告以上の時効中断効付与は不適當

催告以上の時効中断効を付与するためには、主宰者について何らかの条件が必要?